

横浜地裁不当判決糾弾！

稲葉さんの雇い止めを
許さないぞ！

4月25日（木）、横浜地裁阿部正幸裁判長は、稲葉さんの訴えを棄却する不当判決を下しました。19年間、76回もの契約更新をし、正社員と同等な仕事をしてきたにも関わらず、正社員との差別を容認するなど多くの問題があます。稲葉さんは控訴することになりました。

不更新条項は解雇の予告！

「不更新付き労働契約」にサインをしても「通知しただけで退職の合意と認められない」。

この判示は、大きな成果だ。

雇い止め法理も

解雇権濫用も

適用された！

しかし…

しかし！

東芝
これが正義か？
横浜地裁

しかし！

「退職慰労金19万円」

「仕事先は探したが無かった」

これだけで、

「会社は努力した」と認定！

契約満期終了では

首は切れない！

だが、「退職条件は

正社員と差別しても良い」

稲葉さんの東芝雇い止め裁判を支援する会

事務局ユニオンヨコスカ Tel&Fax 046-866-493

〒237-0063 横須賀市追浜東 3-63-901

東芝と東芝ライテックの雇用責任を糺す！

更なる支援の拡大をお願いします！

稲葉裁判とは

1992年、横須賀市田浦の東芝ライテックで3ヶ月契約の期間社員として働いてきました。その後、社名がハリソン東芝ライテックへの変更がありましたが、一貫して東芝系列会社で働いてきました。ベテラン社員として社員教育担当や関連企業への出向など貢献してきました。

ところが2011年6月、横須賀事業所閉鎖を理由に「雇い止め」通告を受けました。19年間、76回もの契約更新を繰り返してきたにもかかわらず、社員なみの転籍や再就職斡旋もなく解雇されました。

稲葉さんは、理不尽な雇い止めに納得できず、ユニオンヨコスカに加盟し、団体交渉を求めましたが、会社は契約満了を譲りませんでした。11年10月、横浜地裁に地位確認訴訟を提訴しました。

稲葉訴訟の争点は、不安定な有期雇用で働いている全ての労働者に共通する課題です。正社員と同様な仕事をし、長期間働いてきたのに、一方的に「雇い止め」することは、法的にも社会的にも許せません。

闘いの輪を拓けます！

昨年成立した派遣法改正と改正労働契約法は、有期雇用労働者の権利拡大の手段として使うことが求められています。稲葉訴訟は、その闘いの一環です。東芝本社の社会的責任、東芝ライテックの雇用責任を糺し続けます。不安定雇用の元で苦しんでいる多くの労働者と共に闘いの輪を拓けます。

東芝を変えれば日本が変わる！
皆さまの参加をお願いします。

行動のお知らせ

東芝東京本社抗議行動

5月15日（水）15:00～

集合：14:45 浜松町改札

稲葉裁判支援する会総会

5月29日（水）18:30～

場所：港町診療所会議室

稲葉裁判を支援する会への参加をお願いします！

稲葉さんの闘いは、横浜地裁から東京高裁に移りますが、横須賀東芝ライテック、東芝本社への要請活動や門前行動は今後の継続・拡大していきます。多くの皆さまの物心両面のご支援とご協力をお願い致します。入会の申込は、事務局・ヨコスカユニオンまで。

会費 3000円（年間）

振込先口座 ゆうちょ銀行 店番号 029 口座番号 00200-7-124884

名義人 稲葉 俊之（イナバ トシユキ）